

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会等¹における クラウドサービス等と著作権に関する主な意見概要（案）

平成26年9月18日

I 当面議論の対象とすべきサービスについて

私的使用目的の複製に関係するクラウドサービスを中心に検討すべきとする見解

- 全てのサービスを同時に検討することは混乱を招くため難しい。 基本的なサービスとして現実に安定的に運営がなされており、共通の理解のもとに検討できるサービスを取り上げて検討することが適切。具体的には、私的使用目的の複製が関係するクラウドサービス（ロッカー型クラウドサービス）が当面検討のターゲットになるのではないか。
- ロッカー型クラウドサービスに関する議論については、私的使用目的の複製に関する問題を中心に議論を進めつつ、契約で解決することができる範囲を明確にし、その部分は契約で処理するという二つの観点から問題を分析するべき。
- 議論の選択と集中をしなければ、議論が発散して終わるだけである。 議論を整理する上では奥畠委員によるロッカー型サービスの4分類²が分かりやすい。そこでいうタイプ1（プライベート・配信型）及びタイプ3（共有・配信型）に関しては、日本でも既に契約によるサービスが展開されており、法的な問題も生じていない。また、タイプ4（共有・ユーザーアップロード型）のようなサービスを権利者の許諾無く行えるようにしてほしいという主張をする事業者はいない。したがって、タイプ2（プライベート・ユーザーアップロード型）について議論することとしたほうがよい。

私的使用目的の複製に関係するクラウドサービス以外についても検討すべきとする見解

- 私的使用目的の複製が関係するクラウドサービスだけでなく、その他のクラウド上の情報活用サービスについても、海外では広く展開されているものがあり、我が国においても早期に検討をお願いしたい。
- 海外における様々なクラウド上の情報活用サービスが、各国の法律において本当に適法なサービスとして展開されているのか不明である。 事業者がリスクを負ってサービスを展開しているものがあるのではないか。
- 海外で現に展開されているサービスを、日本でも展開できるようにしてほしいということだが、例えばアメリカと日本では法律の在り方が全く異なるので、そこを無視して議論をしても仕方がない。

¹ 第13期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会及び同小委員会著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム（以下「WT」という。）を含む。

² WT第1回資料6、スライド7参照。同資料を参考に作成した資料が参考資料1「ロッカー型クラウドサービスの分類について」。

前記議論を踏まえ、土肥座長（WT 当時）から、当面は私的使用目的の複製に関係するクラウドサービスから検討を行ってはどうか、との提案がなされ、特段異議は示されなかつたことから、私的使用目的の複製に関係するクラウドサービスについて検討がなされることとなつた。

II ロッカー型クラウドサービスの分類³に関する意見

1. タイプ1及びタイプ3に対する意見

権利者と事業者との契約によって対応すべきとする見解

- タイプ1及びタイプ3の配信型については、すべて権利者とクラウド事業者との間で締結される利用許諾契約による対応で必要十分である。〈同旨の意見多数〉

2. タイプ4に対する意見

権利者と事業者との契約やプロバイダ責任制限法等によって対応すべきとする見解

- いずれのクラウドサービスも契約関係によりサービスを提供することが適當。事業者と権利者の間できちんと話し合う土壤ができているのか、ライセンスに関する議論をしつかりとしていく必要がある。
利用促進のためのビジネスモデルを構築することも必要ではないか。その際、権利許諾を受けようとしたときに窓口がなく誰に話していいのかがわからずには時間がかかる状況があるので、それに対応する機構を構築していくことが求められる。
- 音楽分野に関しては、一部のサービスについては、関係権利者の理解により、契約で導入されている事例もあるが、契約がない場合には、正に無許諾アップロードの代表的類型であって、権利制限規定等の法制度の見直しという解決策は不適切であり、契約によってしか解決する道はないのではないか。
- タイプ4に関しては、権利者とクラウド事業者との間で包括的利用許諾契約が締結されるかは個々の様々なケースによる。包括的利用許諾契約を締結するか否かの判断をするにあたっては、間接侵害の成立範囲が明確になっている必要があることから、間接侵害の成立範囲が明確に定められることを期待している。
- タイプ4にいう共有を完全にインターネット上で公開するということに等しいものと考えると、利用者が著作権者等の許諾なくコンテンツをインターネット上で公開するというのは、著作権等の侵害に該当する。なお、事業者はプロバイダ責任制限法の枠組みで、事後的に申告等に基づき削除の措置をとるなどして対応している。
- タイプ4に関しては、議論の余地はなく、不特定多数に公開するのであれば、契約等で処理すればよい。

³ 参考資料1 「ロッカー型クラウドサービスの分類について」参照。

タイプ1及び3において確立したビジネスモデルがあるため対応の必要はないとする見解

- 複製禁止を原則としている映画ビジネスではあり得ない態様である。なお、映画配信については、MovieNEX⁴に象徴されるように、事業者がユーザーのニーズに応じて各種媒体で映画作品を配信する取組を進めている。
- アニメの場合、自由にやりとりができるデータをユーザーに販売していない。

3. タイプ2に対する意見

私的使用目的の複製と整理されるべきとする見解

- ユーザーが保存するコンテンツを用意した場合には、当該ユーザーが主体と考えるべき。それに加え、ユーザーがコンテンツを用意はしていないが、ネットなどで入手ができる場合についても、同様に考えるべき。また、ユーザーが用意したコンテンツ、ないしは入手できるコンテンツについて、どの著作物を保存し、送信するのかということを意思決定するのもユーザーであるという場合には、ユーザーが行為主体と考えるべき。
- 多数の利用者との共有機能を有しない限り、利用者が正規に入手したものを作成型クラウドに保存して、自分自身で使うことは権利者の許諾無く自由に行えるようにすべきである。
- クラウドサービスを使って自分のデータをコピーし、アップロードするという作業は、私的使用目的の複製とほぼ同様のものであると考えるのが、ユーザーから見たときわかりやすいのではないか。また、タイプ2には変換機能を有するものがあり、MYUTA事件でも適法性が争われたところであるが、フォーマット変換などの変換機能を有しても当該サービスを許諾無く行えるようにする議論をしてよいのではないか。

法的に明確に切り分けることは困難であるという見解

- 事業者の関与度合いが低く、利用者による私的使用目的の複製と整理できると考えられるものもあるが、タイプ2のすべてがそう言えるわけではなく、クラウドに様々な機能を付加することによって、事業者が関与度合いを高めていくということも可能である。今後もクラウドサービスが多様に発展していくことに鑑みると、そこに何かしら法的な明確性、切り分けを求めるることは難しいのではないか。
結局は、事業者側でどの範囲までサービスができるのか、どのようにしたらサービスが提供できるのかということを考えて進めていくことが必要ではないか。

⁴ 詳細については、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第2回）資料2（華頂委員提出資料）参照。

権利者と事業者との契約によって対応すべきとする見解

- タイプ2において、既に事業者と権利者との契約が実現された事例があること、仮にユーザーの行為が私的な行為という評価であったとしても、様々な検討すべき法制上の課題があることを考えると、契約による処理を促進することによりサービスを実現することが現実的ではないか。それによって利用者も安心して適法に早期にこの先進的サービスを利用できる環境が整うのではないか。
- 放送事業者は、今後展開される具体的なサービスに応じて、「利用者の利便性」と「権利者の利益」のバランスを考慮しながら、関係者間で適切な方策について合意されることが重要であると考える。
- いずれのクラウドサービスも契約関係によりサービスを提供することが適当。事業者と権利者の間できちんと話し合う土壤ができているのか、ライセンスに関する議論をしっかりとしていく必要がある。
利用促進のためのビジネスモデルを構築することも必要ではないか。その際、権利許諾を受けようとしたときに窓口がなく誰に話していいのかがわからずには時間がかかる状況があるので、それに対応する機構を構築していくことが求められる。〈再掲〉
- 契約処理でうまくいかない現状があるからこそ、本小委員会が設置されたのではないか。多様化するビジネスに対応するためには、著作権法に柔軟性のある規定を制定することが必要なではないか。
 - 知的財産に関する取引は経済取引であり、経済取引の原則という観点から考えれば、知的財産に関する取引も基本的には契約によって処理されるべきである。契約で対応できない部分があるからといって、その部分を取り出して特別な対応をせよというのは経済取引の原則から考えるとおかしいのではないか。
- 関係当事者間で契約処理を行う場合には、権利者団体と事業者団体との間で協約的な権利処理を行うのがよいのではないか。
 - 協約的な権利処理は、基本的にはタイプ1、タイプ3に関する議論ではないか。
 - クラウドサービスで利用される著作物には多種多様なものがあるため、仮に契約処理による解決を目指した場合に、権利者の団体を全て集めて事業者の団体と契約することは実際には難しいのではないか。
 - スピード勝負のところもあり、まずは契約処理による解決について積極的に取り組もうとしている権利者と事業者との間でモデルを作るというように、出来るところから始めるということでよいのではないか。ネット事業者が積極的にその技術を使いながら、契約処理モデルを成立させることに対して前向きにならなければならないのではないか。

タイプ1及び3において確立したビジネスモデルがあるため対応の必要はないとする見解

- 複製禁止を原則としている映画ビジネスではあり得ない態様である。なお、映画配信については、MovieNEXに象徴されるように、事業者がユーザーのニーズに応じて各種媒体で映画作品を配信する取組を進めている。〈再掲〉
- アニメの動画配信では、現状、何らかのサービスを提供しているという事例はなく、またユーザーの利用状況も把握できていないため、現時点では特段の問題点を指摘することはできない。

4. その他の意見

- ユーザーの要望やビジネスの流れから、今後は個人で購入する作品が個人の端末でどこまでも楽しめるようにするというのが流れとしては不可避。そういう中で、権利者と事業者はお互いの立場を尊重した上で、利便性の高いサービスの実現に協力して取り組んでいくことが求められているのではないか。
- クラウド上の情報活用サービス等について、個別に検討を求めるご意見もあるが、放送事業者に関わると思われるサービスを含め、その多くはクラウドやインターネット特有の問題ではなく、私的使用目的の複製に留まらない、複製権に関わる権利制限の在り方全体に関わる課題であることから、本小委員会での取り扱いは慎重に行うべき。
- 制度を作るのであれば、今後のIT技術の発展のロードマップを把握したうえで議論をするべきではないか。

III 権利者への適正な対価の還元について

権利者への対価の還元について事業者が一定の負担をする仕組みを検討すべきとする見解

- ロッカー型クラウドサービスにおいて、権利者がコントロールできない流通が増大している現況下にあっては、権利制限による補償金であれ、契約に伴う使用料の支払いであれ、コンテンツの訴求力から生じる果実を享受している事業者が、権利者への対価の還元について一定の負担をしていく仕組みを確立することが重要なのではないか。

クラウドの問題は切り離して議論し、クラウドの問題を優先的に検討すべきとする見解

- 対価還元の問題はコンテンツ流通の上流から下流までのあらゆる局面を包含するものであり、他方、クラウドサービスはその限定的な一局面にのみ関わる課題であって、かつ、両者をセットで議論すると論点が錯綜し、クラウドの審議が遅れることを懸念。

クリエーターへの育成と創作拡大に向けた仕組みを検討すべきとする見解

- 権利者への適切な対価の還元は、原則的には契約処理に関するビジネスモデルによつて担保されるはずである。もっとも、将来にわたって日本のコンテンツそのものの製作力やコンテンツそのものの連続的な製作過程そのものがきちんと担保されていく土壤を守っていく必要性があり、補償金というよりは、健全なるクリエーターの育成と創作拡大に向けた支援基金という形を考えていくべきではないか。権利者、事業者、場合によっては利用者もこういったものを支えることによって国際競争力をしっかりと日本のコンテンツを育てる土壤を作っていくという論点に変えていくべきではないか。

対価の還元は不要であるとする見解

- クラウドというものを私的複製の延長で考えて、メーカーも含めたクラウド事業者に対して対価還元義務を課しても、海外の事業者がこれに従うことは考えられないため、国内の事業者が競争上不利になり、結果的に国内産業の空洞化になるのではないか。専門性が高い専門録画機器であれば、クリエーターへの適正な対価還元というものがあることの妥当性があると思うが、汎用性の高いものに対して事業者に対価還元を求めるのは、妥当でない。
- 産業が空洞化しているのは、コンテンツ産業であり、クラウドサービス事業者は、営利活動としてサービスを展開し、利用者に権利者のコンテンツを利用させることで収益を得ており、こうした収益を全く無視してよいのか。

(以上)